

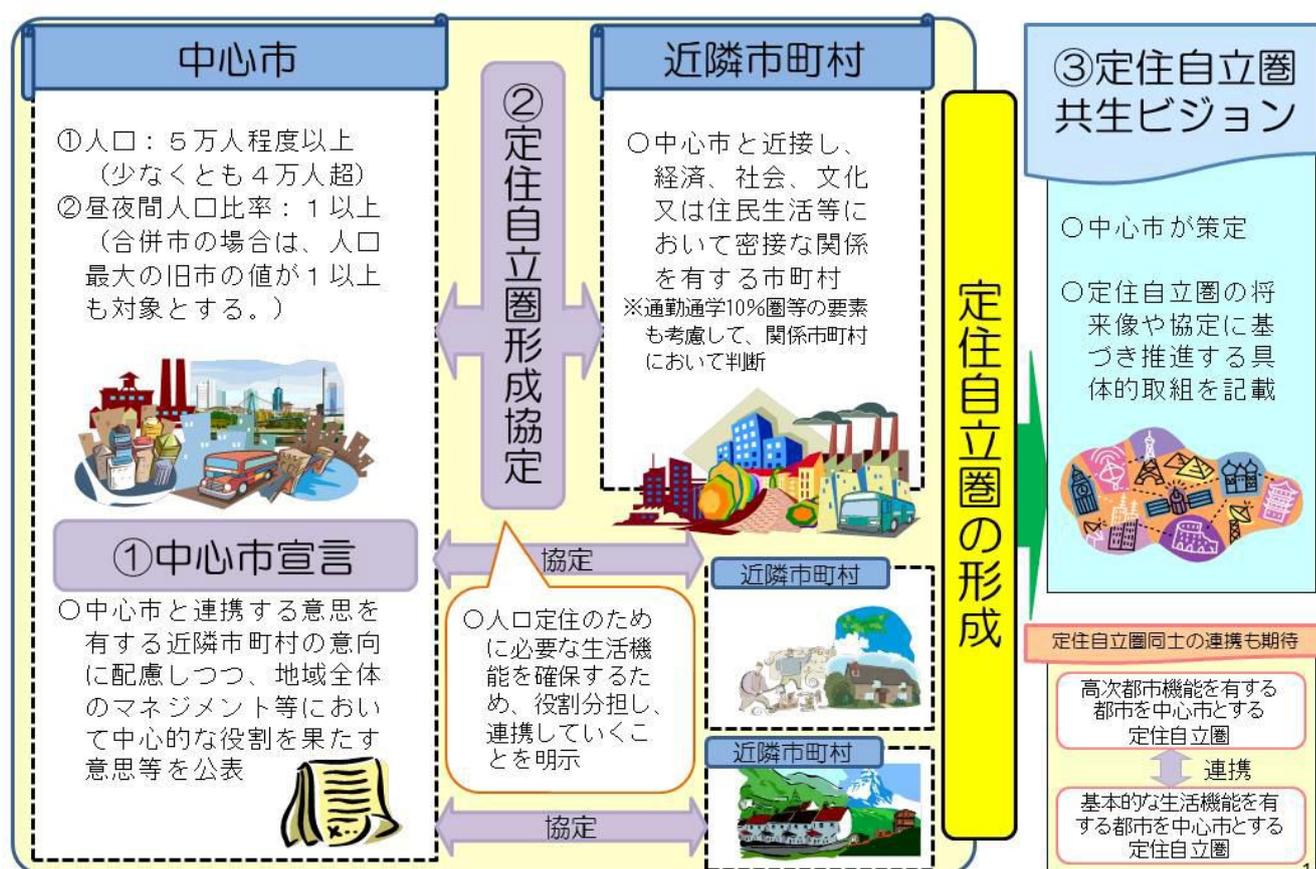
定住自立圏構想の制度概要

1. 定住自立圏構想とは

人口減少、少子・高齢化が進行する中、地域住民の暮らしを守り、地方への定住促進を図るためには、近隣の市町村が連携し、役割分担を行うことで、行政サービスの効率的な運営を行っていくことが必要です。その手法として、国では「定住自立圏構想」を推進しています。

定住自立圏構想は、一定の人口規模を有し地域の中心となる市と生活・経済面で関わりの深い近隣の市町村が形成する圏域で、相互に連携・協力し、圏域全体で生活に必要な機能を確保することで、地方への人口定住の促進、住みやすい地域社会の形成を目的とした広域行政の制度です。

2. 定住自立圏構想の流れ



①中心市宣言

中心市の要件を満たす市が、連携する意思を有する近隣市町村の意向に配慮しつつ、圏域に必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を果たす意思を表明し、「中心市宣言書」を公表します。

②定住自立圏形成協定の締結

中心市宣言を行った中心市と連携する近隣市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向け、1対1の関係で個別に協定を締結するもので、協定書には、連携する取組内容や役割分担を明示します。その積み重ねにより、定住自立圏が形成されます。

③定住自立圏共生ビジョンの策定

定住自立圏形成協定の締結により形成された圏域の将来像や協定に基づく具体的取組について、圏域住民や各分野の関係者による「共生ビジョン懇談会」での検討を経て、中心市と連携する市町村との協議により策定します。ビジョンの計画期間は概ね5年（必要により変更も可能）です。

④定住自立圏共生ビジョンに基づく取り組みの推進

定住自立圏共生ビジョンに基づき、中心市及び近隣市町村が役割分担したうえで、具体的な取り組みを行います。

3. 定住自立圏構想で連携する具体的事項

定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な政策分野において連携が図られることが期待されています。特に「集約とネットワーク」の考え方を基本として、次の3つの視点から人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要があります。

- ①生活機能の強化（医療、福祉、教育、産業振興 など）
- ②結びつきやネットワークの強化（地域公共交通、交通インフラ整備、移住交流 など）
- ③圏域マネジメント能力の強化（圏域内市町村の職員等の交流 など）

4. 財政支援措置等

定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して財政措置（特別交付税）が講じられます。

中心市：8,500万円を基本として人口、面積等を勘案して上限額を算定

近隣市町村：1,500万円を上限

5. 中心市の要件

- ①人口5万人程度以上（少なくとも4万人超）であること
- ②昼間人口を夜間人口で除した得た数値が1以上であること
- ③三大都市圏区域外であること

新庄市と町村の人口等（平成22年国勢調査）

項目	新庄市	金山町	最上町	舟形町	真室川町	大蔵村	鮭川村	戸沢村	計
人口（人）	38,850	6,365	9,847	6,164	9,165	3,762	4,862	5,304	84,319
昼間人口／人口	1.106	0.845	0.910	0.846	0.880	0.834	0.897	0.846	0.979
昼間人口	42,973	5,377	8,959	5,212	8,068	3,136	4,359	4,488	82,572

※新庄市の人口が38,850人（平成22年国勢調査）で要件を満たしていませんが、平成17年国勢調査における人口が40,717人であり、経過措置により平成27年9月30日まで「中心市宣言」を行うことができます。

6. 連携する近隣市町村の要件

中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有し、中心市に対する通勤通学割合が10%以上であること

町村の新庄市に対する通勤通学割合（平成22年国勢調査より算出）

町村名	通勤通学割合	新庄市への通勤通学者数	常住する就業者数及び通学者数
金山町	37.3%	977人	2,622人
最上町	20.5%	802人	3,912人
舟形町	39.2%	929人	2,368人
真室川町	33.2%	1,238人	3,727人
大蔵村	45.7%	646人	1,415人
鮭川村	40.9%	772人	1,888人
戸沢村	41.7%	878人	2,103人

※最上地域7町村が圏域を形成する近隣町村の要件を満たしています。

7. 全国の取組状況（平成27年10月1日現在）

- ①中心市宣言の状況 123市
- ②定住自立圏の形成状況 95圏域
- ③共生ビジョン策定状況 92圏域

8. 山形県内における取組状況

山形県内においては、山形市、鶴岡市、酒田市、米沢市、東根市、新庄市の6市が中心市の要件を満たしており、次の3圏域で共生ビジョンを策定しています。

①山形定住自立圏（中心市／山形市、近隣市町村／上山市、天童市、山辺町、中山町）

- 中心市宣言（山形市）：平成23年1月27日
- 定住自立圏形成協定の締結：平成23年7月5日
- 定住自立圏共生ビジョン策定：平成23年11月24日

②庄内南部定住自立圏（中心市／鶴岡市、近隣市町村／三川町、庄内町）

- 中心市宣言（鶴岡市）：平成24年3月22日
- 定住自立圏形成協定の締結：平成24年10月5日
- 定住自立圏共生ビジョン策定：平成25年3月21日

③庄内北部定住自立圏（中心市／酒田市、近隣市町村／遊佐町、庄内町、三川町）

- 中心市宣言（酒田市）：平成26年3月14日
- 定住自立圏形成協定の締結：平成26年12月26日
- 定住自立圏共生ビジョン策定：平成27年3月30日

9. 新庄最上地域における取組状況

■中心市宣言（平成27年2月13日）

新庄市では、近隣7町村と連携し、地域全体の活性化を図るため、「新庄最上定住自立圏」の形成を目指し、その中心的役割を担うため「中心市」となる宣言を平成27年2月13日に行いました。

■定住自立圏形成協定の締結（平成27年6月25日）

新庄市と金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村は、平成27年6月議会に定住自立圏形成協定の締結に関する議案を上程し、全ての議会で可決されました。

これを受けて、平成27年6月25日に合同調印式を開催し、協定を締結しました。

■定住自立圏共生ビジョンの策定（平成28年3月予定）

新庄最上8市町村では、平成28年3月の共生ビジョン策定に向けた協議を行っています。

平成28年度からは、共生ビジョンに基づき、市町村の枠を越えた連携について役割分担しながら、具体的な取組を開始する予定です。